平成２８年（フ）第１９号
京都市山科区西野山百々町185番地５　ハイツ村田207、前住所京都市山科区西野大鳥井町89番地６　ハイツ西野306
債務者　とん吉ことエムエイプランニングこと　浅野　　護
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
京都市右京区太秦馬塚町17番地１　ラフィナット馬塚205、前住所京都市中京区壬生馬場町34番地　内田アパート204号
債務者　井上　知彦
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
富山市三室荒屋444番地１　ドリームハウス大山Ａ棟205号
債務者　八箇しのぶ（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
富山市黒瀬北町２―16―23　ルシェール掛尾302、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町池部３丁目11番14号
債務者　廣部　幸乃
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
北九州市小倉南区沼緑町５丁目10番27号
債務者　和田　妙子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目８－３　シャトレ戸ノ上Ⅱ203号、住民票上の住所北九州市門司区東門司１丁目８番20号
債務者　廣瀬かずえ
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８号
北九州市門司区黒川西１丁目４番２―401号
債務者　川原真砂子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５号
北九州市八幡西区東鳴水５丁目２番33号
債務者　楠本　　瞳
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７００号
千葉県松戸市栄町西４丁目1218番地の４　サンパレス大野102号
債務者　三上　　翔
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７０１号
千葉県松戸市栄町西４丁目1218番地の４　サンパレス大野102号
債務者　三上　玲菜（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８５号
広島県福山市川口町３丁目25番７号
債務者　信原　厚志
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１８６号
広島県福山市川口町３丁目25番７号
債務者　信原　弘子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１６号
北九州市八幡西区南王子町11番８－303号（シャトレ南王子）
債務者　大久保和人
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目18番16号
債務者　野口　道夫（旧姓桑机）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４号
名古屋市名東区香流３丁目211番地　タウニー香り102号
債務者　林　　國江（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４７号
名古屋市東区出来町２丁目２番５号　カーサラビィーダ５Ｂ号
債務者　豊濱紀代子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部